

# 1. 森林経営計画の区域設定について

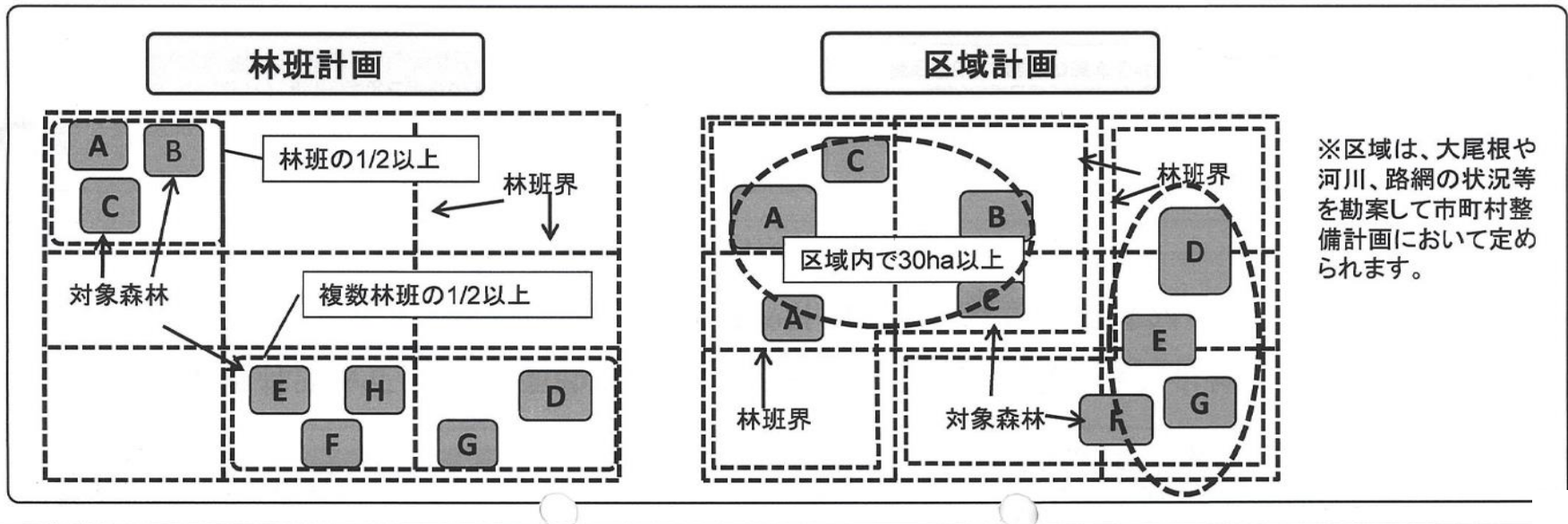
- 森林経営計画には、「属地計画(林班計画、区域計画)」と「属人計画」の2種類があります。

## 属地計画

属地計画とは、地形その他の自然条件等から一体として整備することを相当とする森林に置いて作成する計画

- (1) 林班計画 林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であること
- (2) 区域計画 市町村長が定める一定区域内において30ha以上の面積規模であること(平成26年4月改正)

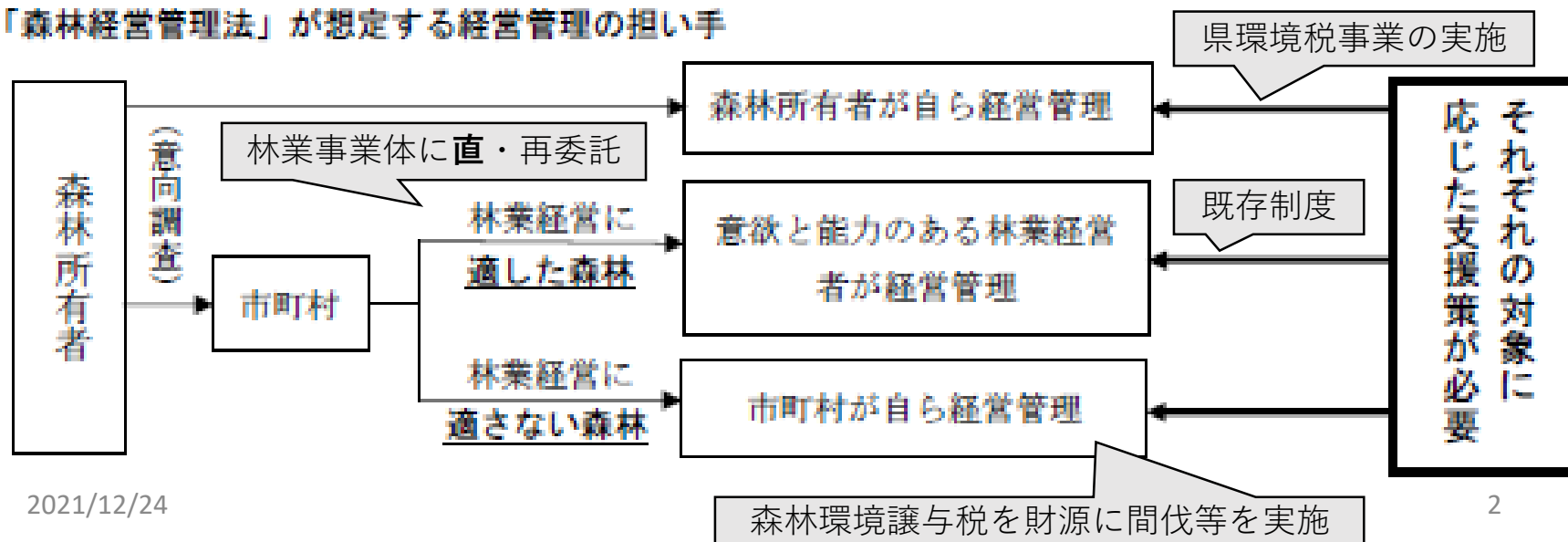
注) 区域計画は、「林班の1/2の確保ができない」「自伐林家等が林班単位で計画を策定しがたい」など地域の実情に即した森林経営の作成を一層促進するために改正



## 2. 森林経営管理の担い手について

- 山村地域では人口減少が進み、不在村若しくは所有者不明の森林が増加し、一部の森林所有者は森林の経営意欲を失っています。そこで、平成30年5月、経営管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり、地域の民間事業者と連携しながら森林管理を進める「森林経営管理法」が制定され平成31年4月に施行されました。
- この法律では、所有者に経営管理の責務があることを明確化したうえで、民間事業者等に委託しない森林については、市町村が自ら経営管理を行い、森林の適正な経営管理を確保することとしています。
- したがって今後は、森林経営の担い手は、「森林所有者」、「委託を受けた民間事業者」、「市町村」の3者になることを踏まえた支援策を検討していく必要があります。
- 併せて、森林所有者に経営意欲を高めてもらう方策が必要です。

### ○ 「森林経営管理法」が想定する経営管理の担い手



### 3. 環境保全林整備事業と環境保全林の設定

#### ○環境保全林整備事業の実施に関する協定書（抜粋）

（協定の目的）

第1条 環境保全林整備事業の対象となる森林の所有者〇〇〇（以下「甲」という。）  
、事業主体の長である〇〇〇〇（以下「乙」という。）  
及び〇〇市（町村）長（以下「丙」という。）は、第3条に掲げる森林の  
水源かん養機能や水質浄化機能、土砂流出防止機能、生物多様性保全機能  
などの公益的機能の維持・向上・回復を目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。  
（10年以上）

#### ○100年の森林づくり計画（森林配置計画）

林班ごとに区分、木材生産林と環境保全林を明確化（H29年度）

100年の先の望ましい森林の配置計画面積

（岐阜県下）

木材生産林： 199, 170ha

環境保全林： 483, 974ha

観光景観林： 50, 268ha

生活保全林： 17, 024ha

「今回の変更では」  
121林班、122林班を木  
材生産林から環境保全林  
へ変更しました。



## 区分ごとの定義・対象とする森林

区分	木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる目的が木材の生産である森林</li> <li>・主伐と更新を行う森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的機能の高度な発揮を期待する森林</li> <li>・木材生産による採算が見込めない森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた森林景観の形成により、観光振興に寄与できる森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木の危険、獣害などから住民生活を守るための森林</li> </ul>
主に対象とする森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林の適地で、団地的なまとまりがある森林</li> <li>・木材の搬出条件が整っている森林</li> <li>・木材生産に関する具体的な計画がある森林</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的機能を重視すべき森林</li> <li>・木材生産による採算が見込めない森林</li> <li>・保安林などの法規制がある森林</li> <li>・木材生産林以外の森林</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光道路から眺望でき、景観的価値が高い森林</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落や生活道路等に隣接する森林の区域</li> </ul> 

- すべての森林は原則として、木材生産林または環境保全林のいずれかに区分
- 木材生産林と環境保全林は重複しないが、これらと観光景観林、生活保全林は重複可